

特許庁委託事業

ASEAN 各国における職務発明制度等に関する調査

2013 年 4 月

日本貿易振興機構

バンコク事務所

知的財産部

協力

TMI Associates (Singapore) LLP

③ 職務発明の要件と効果

発明行為がその正規の職務の一部ではない場合は、従業者が使用者の時間、設備及び材料を使用する場合であっても特許は従業者に帰属します。

発明が従業者に正規に課された職務の遂行の結果である場合は、別段の明示の又は暗黙の合意がない限り特許は使用者に帰属します。

④ 発明報奨制度の法令と実態

フィリピン知的財産法に発明報奨についての規定はなく、発明報奨を支払う運用もなされていないようです。

(2) 創作

意匠の創作は、意匠権として保護されることが、フィリピン知的財産法第 112 条から第 120 条に規定されています。意匠権を受ける権利については、第 119 条において特許の規定である第 28 条及び第 30 条を準用しています。従いまして、意匠権を受ける権利の取り扱いについては、特許に準じます。

(3) 小発明

小発明は、実用新案として保護されることが、フィリピン知的財産法第 108 条から第 111 条に規定されています。実用新案権を受ける権利については、第 108 条において特許の規定である第 28 条及び第 30 条を準用しています。従いまして、意匠権を受ける権利の取り扱いについては、特許に準じます。

8. シンガポール

(1) 発明

① 発明に伴う権利の帰属

発明は、特許として保護され、原始的には、特許を受ける権利は発明者に帰属します（シンガポール特許法（Patents Act (Chapter 221)）第 19 条）。

② 職務発明制度の有無

職務発明制度は存在し、シンガポール特許法第 49 条に規定があります。

③ 職務発明の要件と効果

次の場合に職務発明であるとみなされます。

- (i) 発明が従業者の通常の職務の過程又は通常の職務外であるが特別に割り当てられた職務の過程で行われ、かつ、職務遂行の結果として発明が期待されて当然であった場合。
- (ii) 発明が従業者の職務の過程で行われ、かつ、発明が行われた時点で、従業者の職務の性質上、使用者の事業の利益を促進する特別の義務があった場

合。

④ 発明報奨制度の法令と実態

シンガポール特許法に発明報奨についての規定はなく、発明報奨を支払う運用もなされていないようです。

(2) 創 作

① 意匠の創作に伴う権利の帰属

意匠の創作は、意匠権として保護され、原始的には、意匠権を受ける権利は創作者に帰属します（シンガポール意匠法（Registered Design Act (Chapter 226) 第4条））。

② 職務創作制度の有無

職務創作制度は存在しません。

(3) 小発明

シンガポールにおいて、小発明に関する保護規定はありません。

9. タイ

(1) 発 明

① 発明に伴う権利の帰属

発明は、特許として保護され、原始的には、特許を受ける権利は発明者に帰属します（タイ（Patent Act B.E. 2522）特許法第10条）。

② 職務発明制度の有無

職務発明制度は存在し、タイ特許法第11条に規定があります。

③ 職務発明の要件と効果

雇用契約又は一定業務の遂行を目的とする契約の下でなされた発明の特許を出願する権利は、その契約に特に定めがない限り使用者又は業務委託者に帰属するものとされております。

この規定は、雇用契約上従業者が発明活動を行うことを義務付けられてはいないものの、雇用契約に基づき自由に利用することのできる手段、データ又は報告を使用して発明を行った場合にも適用するものとされております。

④ 発明報奨制度の法令と実態

タイ特許法第12条に、職務発明をなした場合に受けることができる相当の対価について規定があります。

雇用契約に発明をなすことが含まれていれば、従業者の行った発明から使用者が利益を受ける場合は、通常の賃金の他に報酬を受けることができます。

特許庁委託

ASEAN 各国における職務発明制度等に関する調査

発行

日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部

協力

TMI Associates (Singapore) LLP

2013 年 4 月発行 禁無断転載

本冊子は、2012 年度に日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部が調査委託を行った TMI Associates (Singapore) LLP が実施した調査報告に基づくものであり、その後の法改正等によって記載内容の情報は変わる場合があります。また、記載された内容には正確を期しているものの、完全に正確なものであると保証するものではありません。